

教育実習受け入れについては、次の規定を設けています。ご理解とご協力をお願いします。

令和4年度教育実習受け入れについて

大阪府立八尾支援学校

令和2年10月制定

以下の規定に基づき教育実習生の受け入れを決定します。

(教育実習受け入れの条件)

1 教育実習生受け入れの条件

- (1) 特別支援学校教員免許の取得をめざしている者。
- (2) 学校長・准校長が許可した者。

(教育実習依頼の手続き)

2 教育実習の申し込み期間

- (1) 令和3年4月19日(月)～(ただし、本校休業日は受け付けない。)

※下記まで電話で連絡すること。

(TEL:072-923-4485 受付時刻:10:00～16:00 担当:教務主任宛て)

※大学経由、学生本人は問わない。

3 承認

- (1) 先着順に定員に達した時点で受け付けを締め切る。
- (2) 受け入れ条件等を確認し、学校長・准校長が受け入れを許可する。
- (3) 受け付けを締め切った後、希望者の条件等が合わず定員に達しない場合は再度定員に達するまで募集する。

4 内諾依頼書

- (1) 受け入れ許可された場合において、内諾依頼書があれば本校まで持参する。

(教育実習指導)

5 実習期間

- (1) 2週間(10日)または3週間(15日)※ただし、開始の曜日が月曜日からは限らない。
- (2) 教育実習受け入れ期間は、決定次第、本校より大学へ通知する。

(その他)

6 その他

- (1) 実習依頼者は、オリエンテーションに際し、本校の定めた期日に来校する。
- (2) 実習生の都合による実習期間の変更については、大学を通してのみ受け付ける。
ただし、変更によって実習期間を保証するものとは限らない。
- (3) 受け入れ学部、学級については本校が指定する。
- (4) いかなる場合も、個人情報保護の観点から本校児童生徒の写真およびビデオ等の撮影は禁じる。